平成２３年（フ）第１７１８号
京都市南区吉祥院石原上川原町45番地２　ルネ吉祥院２Ａ
債務者　鳥養めぐみ
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６６号
京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町38番地13
債務者　長野建築事務所こと　長野富仁雄
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
京都市伏見区羽束師古川町632番地　府営羽束師団地３棟212
債務者　林　　弘美
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
京都市山科区東野森野町23番地93　ルシエル山科森野町110号
債務者　太嶋　美佐（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
京都市右京区太秦宮ノ前町34番地１　クレセントマツダ302号
債務者　香川美佐子
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
京都市右京区嵯峨石ケ坪町36番地
債務者　中本　直之
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
京都府長岡京市八条が丘２丁目４番地　14―204　長岡天神ハイツ
債務者　前川　素行
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
京都市右京区西京極三反田町１番地　西京極団地６号棟205号室
債務者　廣瀬加寿子
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地５―401
債務者　村上　信雄
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
兵庫県尼崎市富松町４丁目７番10―401号
債務者　勢石　和美
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９５号
奈良市左京４丁目２番地の12　ＢＮＣハイツ101
債務者　野口美智代
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６１号
奈良県大和郡山市小泉町1885番地103
債務者　浅野　昌彦
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６７号
奈良市南京終町630番地の５
債務者　辻本　妙次
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７７号
奈良県天理市福知堂町37番地２
債務者　井野口一也（旧姓弓場）
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８２号
奈良市芝辻町４丁目12番地の11　ハイツ上村301号
債務者　西山　佳美
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８３号
奈良県大和郡山市北郡山町128番地１　ファミール北郡山103号
債務者　吉川　　純
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１７２号
鳥取県米子市淀江町今津276番地４
債務者　橋田　千里
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部